

## 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

新潟市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン北信越支店（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、新潟市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （供給物資）

第2条 甲が、乙に供給を要請する物資は、仮設トイレ・発電機等の乙が取り扱い可能な物資とするものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、物資の調達が必要となる場合、物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもって協力要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の要請に基づき、乙が物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （相互協力体制）

第4条 乙は、前条の規定により甲から物資の供給に関する要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的に供給に努めることとする。

2 乙は、甲の要請があった物資について災害発生直前における価格を基準とし、急激な価格の高騰を控え、価格設定においては、甲乙両者の協議によって決定するものとする。

3 甲は、乙の物資の配送につき交通路の確保に助力するものとする。

### （引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

### （費用の負担）

第6条 第3条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月12日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市  
新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市中央区鑑西1丁目1-32  
株式会社 レンタルのニッケン 北信越支店  
支店長 門脇 靖宏